

4月1日
から

建築物等及び空き地の 適切な管理に関する条例を施行します



問合せ 環境対策課 (☎ 76 - 1136)



建物及び土地の所有者は適切に管理する責任があります。

建物や土地の所有者は、法律に基づき適切に維持管理する責任があります。しかし、所有者が適切に管理をしていないことにより、**周辺的生活環境に深刻な影響を及ぼし、問題となっています。**

このことから、市民の皆さんの生活環境の保全を図り、安全で安心なまちづくりを推進するため、この条例が制定されました。

条例には、所有者の責務について明記するとともに、管理不全な状態にある建物や土地の所有者に対し、市が助言または指導のほか、勧告、命令、代執行等の措置を行うことができる旨を定めています。

●適切に管理されていない状態が続くと…

お隣との問題（「相隣関係」として民法に規定されています）は、市が介入することはできないため、当事者同士で解決していただくこととなります。

しかし、多くの市民に深刻な影響を及ぼしている場合は、市が下記の措置をとることがあります。

①立入調査

必要があるときは、職員等が当該建物や土地に立ち入って調査を行うことがあります。

②情報の利用

所有者の把握に必要な情報を利用することがあります。

③助言または指導

建物や土地が適切に管理されていないときは、必要な措置をとるよう助言または指導をすることがあります。

④緊急安全措置

不特定多数の人の生命または身体に重大な損害を及ぼす**危険な状態が切迫していて、所有者がこれを回避するための措置を行う時間的余裕がないとき**は、市が必要な最小限の措置（緊急安全措置）を行うことができます。

例えば…

- ・落下の危険性が高い屋根瓦の撤去
- ・スズメバチの巣の除去
- 等

◎所有者と連絡がとれない等お困りの場合は、下記相談窓口にお問い合わせください。

	相談内容	担当課	問合せ
空き 地 に 関 する 家 や	建物や看板等の工作物の管理不全	建築課	☎ 76 - 1142
	堆積された廃棄物等による不良な状態	ごみ政策課	☎ 76 - 1147
	スズメバチの巣に関すること	農政課	☎ 76 - 1131
	立木や雑草の繁茂による通行の妨げ ※道路の管理者によって問合せ先が異なります。	道路課 区画整理課	☎ 76 - 1186 ☎ 76 - 1158
	空き地の雑草の繁茂による生活環境の阻害	消防総務課	☎ 76 - 0229
	その他の管理不全	環境対策課	☎ 76 - 1136
	空き家に関すること	都市計画課	☎ 39 - 6534